

## 証 明 書

殿

(通信販売酒類小売業免許申請者)

(住所)

(氏名又は名称及び代表者氏名)

平成11年6月25日付課酒1-36ほか4課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」第2編第10条第11号関係4に定める通信販売酒類小売業免許の対象酒類について、下記のとおり証明します。

### 記

当社（私）の平成・令和 会計年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における酒類の品目ごとの課税移出数量は、すべて3,000キロリットル未満である。